

平成26年度 第6回理事会

日 時 平成26年9月4日（木） 15:30～

場 所 特別会議室

I. 報 告

1. 不適正な経理処理に係る調査委員会の設置について
2. 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針の平成26年度フォローアップ結果」の公表について
3. 平成26年夏の台風・豪雨による山地災害への対応について
4. 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会ワーキング会合(7月25日)及び第53回林野分科会(8月22日)の概要について
5. 平成27年度予算概算要求の概要について
6. 森林総合研究所一般職員(育種)採用試験の応募状況について
7. 森林農地整備センター職員(技術系)採用試験の最終合格者について
8. 森林農地整備センター職員(事務系)採用試験の応募状況について
9. 財政融資資金等の実地監査について
10. 森林農地整備センターの平成25年度収穫・販売実績について
11. 森林農地整備センターの情報セキュリティ対策について
12. 小笠原清瀬試験地への入り込み状況について
13. その他

資 料

- I-1 不適正な経理処理に係る調査委員会の設置
- I-2 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針の平成26年度フォローアップ結果」(抜粋)
- I-3 平成26年夏の台風・豪雨による山地災害への対応について
- I-4-1 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会ワーキング会合(7月25日)
- I-4-2 第53回林野分科会(8月22日)の概要
- I-5 平成27年度予算概算要求の概要
- I-6 小笠原清瀬試験地への入り込み状況について
- I-7 主要行事(平成26年8月7日～平成26年9月3日)

[ホーム](#) > [研究紹介](#) > [トピックス](#) > [プレスリリース](#) > [プレスリリース 2014年](#) > (独)農業生物資源研究所、(独)農業環境技術研究所、(独)国際農林水産業研究センター、(独)森林総合研究所、(独)水産総合研究センターにおける経理処理に係る調査委員会の設置について

プレスリリース

平成26年8月22日

(独)農業生物資源研究所
(独)農業環境技術研究所
(独)国際農林水産業研究センター
(独)森林総合研究所
(独)水産総合研究センター

(独)農業生物資源研究所、(独)農業環境技術研究所、(独)国際農林水産業研究センター、(独)森林総合研究所、(独)水産総合研究センターにおける経理処理に係る調査委員会の設置について

(独)農業・食品産業技術総合研究機構が本年3月28日に公表した不適正な経理処理事案を受け、各研究所において不適正な経理処理事案に関し調査を進めてきましたが、調査の実施に当たって外部専門家の助言を受けるため、外部専門家(弁護士、公認会計士)を中心とする調査委員会を設置することとしました。

今後、早急に不適正な経理処理事案について明らかにする所存であります。

調査委員会の構成

独立行政法人 農業生物資源研究所

委員(外部) 吉岡 隆久(弁護士)
委員(外部) 小林 保弘(公認会計士)
委員(外部) 坂本 祐輝(公認会計士)
委員 村上 堅治(審議監) (8月26日第1回を開催予定)

独立行政法人 農業環境技術研究所

委員(外部) 石井 逸郎(弁護士)
委員(外部) 小川 和洋(公認会計士)
委員(外部) 長谷川 敬一(公認会計士) 8月29日第1回を開催予定)

独立行政法人 国際農林水産業研究センター

委員(外部) 石井 逸郎(弁護士)
委員(外部) 小川 和洋(公認会計士)
委員(外部) 長谷川 敬一(公認会計士) (8月29日第1回を開催予定)

独立行政法人 森林総合研究所

- 委員(外部) 田中 信義(弁護士)
- 委員(外部) 堀 みずき(弁護士)
- 委員(外部) 小林 保弘(公認会計士)
- 委員 鈴木 信哉(企画・総務担当理事)
- 委員 原田 隆行(審議役) (8月26日第1回を開催予定)

独立行政法人 水産総合研究センター

- 委員(外部) 苑田 浩之(弁護士)
- 委員(外部) 細井 和昭(公認会計士)
- 委員 山下 容弘(総務・財務担当理事) (8月29日第1回を開催予定)

※各法人の内規等に基づき設置

関連リンク

- [プレスリリース全文：\(独\)農業生物資源研究所、\(独\)農業環境技術研究所、\(独\)国際農林水産業研究センター、\(独\)森林総合研究所、\(独\)水産総合研究センターにおける経理処理に係る調査委員会の設置について\(PDF:78KB\)](#)
- [プレスリリース追加資料：\(独\)農業生物資源研究所、\(独\)農業環境技術研究所、\(独\)国際農林水産業研究センター、\(独\)森林総合研究所、\(独\)水産総合研究センターにおける経理処理に係る調査委員会の設置日について\(PDF:43KB\)](#)

お問い合わせ

所属課室：総務部総務課 担当者名：総務課長 中田 賢二
〒305-8687 茨城県つくば市松の里1
電話番号：029-829-8153
FAX番号：029-873-3796
Email：chousa@ffpri.affrc.go.jp

[お問い合わせフォーム](#)

独立行政法人 森林総合研究所 〒305-8687 茨城県つくば市松の里1

Copyright © Forestry and Forest Products Research Institute. All rights reserved.

不適正な経理処理に係る調査について
(調査委員会発足後の動き)

①8月26日(火) 調査委員会開催

②8月27日(水)～8月28日(木)

- ・調査チーム編成作業開始
(調査チーム員打合せ、チェックリスト検討)
- ・スケジュール検討

②8月29日(金)

- ・試行的ヒヤリング実施
- ・育セン、支所応援態勢検討
- ・理事長メッセージ、理事メッセージ発信

③9月1日(月)

- ・調査チーム員打合せ(ヒヤリングは3名3チーム体制(3専用室を用意))
- ・スケジュール策定
- ・チェックリスト当所用に変更
- ・育種センター、支所、科学園、育種場へのテレビ会議説明会開催

④9月2日(火)

- ・本格ヒヤリング開始
- ・茨城半井化学ヒヤリング実施

※①今週中(～5日(金))までに、本所グレーの研究者のヒヤを実施

※②ヒヤリング終了後には情報共有のための3チームで打合せ会実施

※③来週(8日～12日)を中心に支所へ応援

- ・北海道支所、北海道育種場・・・ 職員課長
- ・東北支所、東北育種場・・・ 労調室長
- ・関西支所、関西育種場・・・ 総務課長
- ・四国支所・・・ 資料課長
- ・九州支所、九州育種場・・・ 職員課補佐
- ・育種センター・・・ 総務課補佐(佐藤)
- ・十日町試験地・・・ 監査室長

(理事長メッセージ)

森林総研における経理処理に係る調査委員会の設置について (8月29日)

DNA合成製品のプリペイド問題に端を発し、農研機構が本年3月28日に公表した不適正な経理処理事案を受けて、森林総研でも同様な事案の調査を進めて参りました。先日の理事長からのメッセージでもふれましたが、今後の調査の実施に当たっては、外部専門家の助言を受けるため、農水省所管の5つの研究独法に外部専門家を中心とする調査委員会が設置されました。これにより、今後の調査は調査委員会に引き継がれ、調査委員会の下に調査が実施されることとなります。そこで、今後の調査に関して、研究職員の皆様に以下の諸点の徹底をお願いします。

(1) 調査への全面協力

早期の解明に向けて、5つの研究独法間で連携を取り、調査を進めています。研究職員の皆様には調査に際して事実を申告願います。追加的な申告も構いません。今回の調査後に、更なる事実が明らかになると、森林総研は社会的な信用を著しく失うこととなります。

(2) 関係データの保全

調査における事実の把握には、研究職員が保有する経理処理に係る関係書類・データの保全が不可欠です。関係データの保全をお願いします。

(3) 情報管理の徹底

調査は始まったばかりですが、調査の重要性を認識して、職員の皆様のみならず外部の関係者についても、しっかりとした情報管理の徹底をお願いします。

森林総研が、ビジョンであるわが国の将来にとってなくてはならない先導的研究機関となるためには、研究所の業務の殆どが国からの運営交付金によって賄われていることを認識すると同時に、今後優れた研究成果を挙げて社会の発展に寄与したいと考えます。

理事長

(企画・総務担当理事メッセージ)

森林総研の職員の皆様へ

経理処理に係る調査が実施されるに当たって（協力の要請等）

本日、理事長メッセージ「森林総研における経理処理に係る調査委員会の設置について（8月29日）」において「調査への全面協力」、「関係データの保全」、「情報管理の徹底」が研究職員の皆様に対し発信されたところです。森林総研にとって今回の調査は極めて重要であり、理事長メッセージの趣旨を肝に命ずる必要があります。今一度、私からもその趣旨をお伝え致します。

(1) 調査への全面協力

調査は早期の全容解明に向けて、5つの独法間で連携を取り、全勢力を傾注して進めることとしています。

今回の調査により、過去の膿を全て出し切り、けじめをつける覚悟が必要です。

調査後に、さらなる問題が明らかになるような事態になると、森林総研は社会的な信用・信頼を完全に失うこととなります。また、そのことにより調査期間が長期化し、研究所にとっても職員の皆さんにとっても大きな負担となります。このような事態を避けるために、職員の皆さんには、調査に際して事実を正直に申告していただくようお願いします。追加的な申告をしていただいても構いません。言うまでもありませんが、調査において、万一、虚偽の申告が行われると、処分等その後の措置は極めて重いものにならざるを得ないことを認識して下さい。なお、聞き取り調査等では、聴取される職員、聴取する職員、それぞれが顔見知りの場合もあると思われませんが、調査は調査委員会で承認された方針、手順、マニュアル等に従い、公平・公正な観点から実施されますので、私事を排し、お互い真摯な態度で調査に協力をお願いします。

(2) 関係データ等の保全

調査による全容解明には、職員各々が保有する業者との取引に係る関係書類・データ等（依頼・納品・送り状等全ての書類、電子メール等）の保全が重要であり、確実な保全を行っていただくようお願いします。

(3) 情報管理の徹底

調査は始まったばかりですが、事実関係の解明はこれからです。職員の皆さんの間では当然のこと、非常勤職員や出入りの業者等に対してもしっかりと情

報管理をお願いします。事の重大性を認識し、業者をはじめとする関係者の間で、万が一にも疑念を持たれるような不適切な行為や言動を行わないよう、厳に謹んで対応されるようお願いいたします。

(4) 再発防止

過去に何度も、大学や研究所等で研究費の不正経理が摘発され、処分等の報道がなされています。このことから、ほとんどの研究者の皆さんには何が不正であるかについては十分認識されていると思います。

しかし、このような認識がありながら、不正がなくなる背景には、研究至上主義的（研究成果を上げることが、他の社会ルールより何よりも優先する）な意識が関係しているものと思われます。研究者として研究の成果を上げるためには、経理ルールは二の次という意識です。森林総研での調査は開始されたばかりで、不正経理の全容と原因についての解明は今後の調査結果を待つしかありませんが、研究至上主義的な意識があったのではないかとの思いを否定できません。言うまでもなく、経理ルールをしっかりと守ることは、研究資金を獲得・利用する上での大前提です。そもそも私たちの研究や業務は国民の税金によって賄われているのです。再発防止という観点から、このことを今一度再確認して下さい。

(5) その他

(1) でお願いしたように、皆さんには調査に全面的に協力していただき、なるべく早くけじめをつけることが重要です。その上で、名誉挽回のためには、社会に役立つ優れた成果を上げて、森林総研の存在意義をアピールするこれまでに以上の努力が必要であることを認識して頂きたいと考えます。ただし、今回の件で、将来に対して不安を抱き、研究に対して消極的な気持ちになっている方もいらっしゃるかと思います。いたずらに後ろ向きになることなく、職場の皆さんと協力して、優れた研究成果が上げられるよう積極的に研究に取り組んでいただくようお願いいたします。

平成 26 年 8 月 29 日

企画・総務担当理事 鈴木信哉

調査体制（調査チーム）（案）

（考え方）

本所、林木育種センター、各支所、各育種場に調査員を指名し、調査を行う。

情報整理班は、情報の共有化及び情報収集班の得た情報の分析を行う。

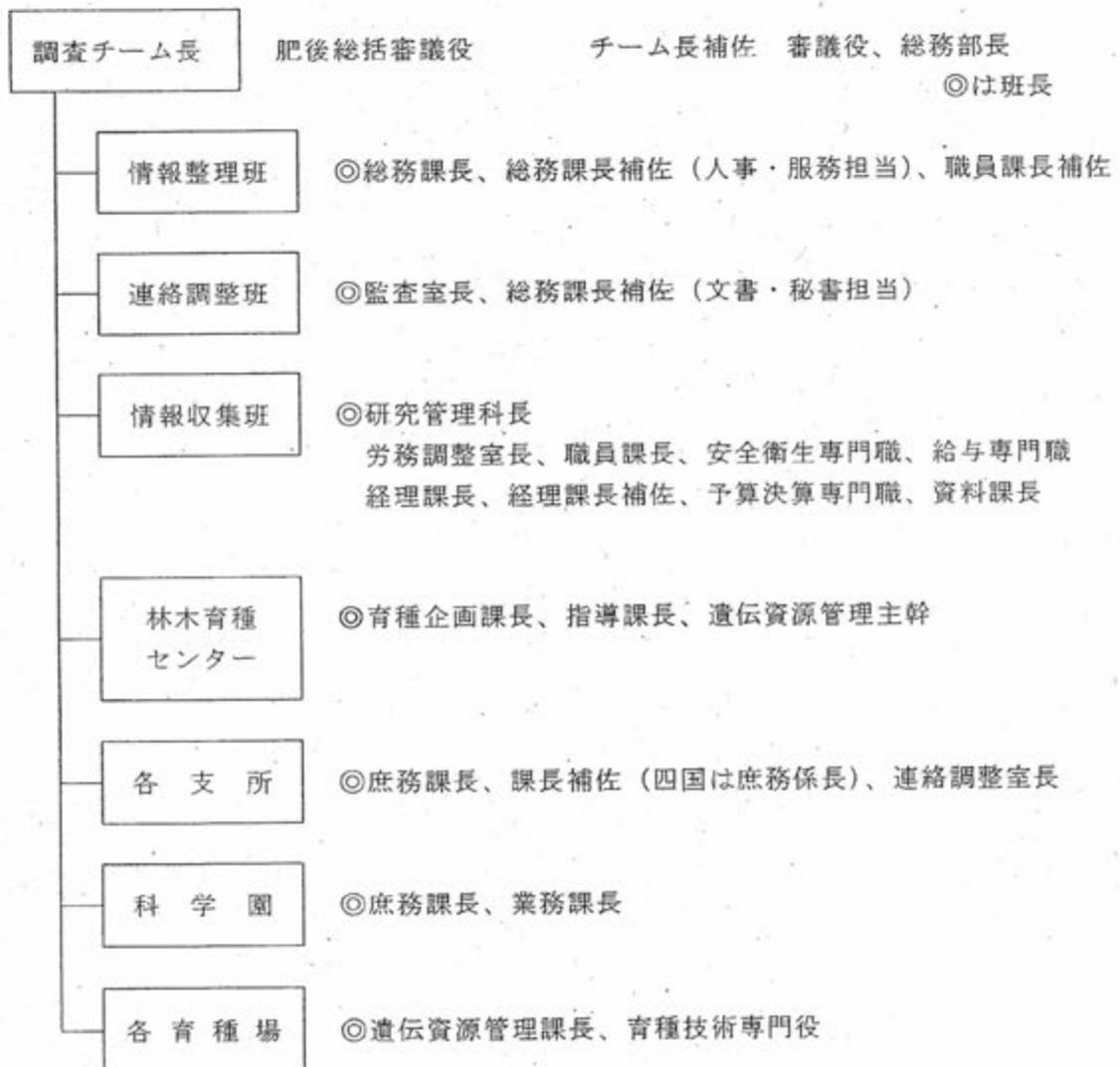
連絡調整班は、他法人等との情報収集を行う。

情報収集班は、代理店及び調査対象職員（OBを含む）からの事情聴取を行う。

事務局をプロジェクト第一（B）室に設置する。

センター、支所、科学園、育種場の調査にあたっては、本所のチーム員が立会う。

（体制）



今後のスケジュール(案)

		本 所	センター・支所・育種場	取引業者(共通)	その他
8月	第4週				第1回調査委員会(8月26日) ・予備的調査の要説明 ・調査方針・方法の審議
9月	第1週	自己申告で「あり」の者		関与あり業者への 保全等依頼 契約データの抽出	調査チームへの説明(9月1日)
	第2週		聴き取り調査 対象者全員	業者にデータ提供 し、事実確認依頼	
	第3週	自己申告で「なし」の者		業者ヒヤリング	
	第4週	経理担当者		整合性の確認	
	第5週				中間とりまとめ
10月	第1週	OB職員 疑義職員再調査	OB職員 疑義職員再調査		第2回調査委員会開催(10月上旬) ・調査状況の審議 ・発生原因の分析
	第2週				
	第3週				
	第4週				
	第5週				調査結果の取りまとめ
11月	第1週				
	第2週				
	第3週				第3回調査委員会(11月中旬) ・調査結果の認定 ・再発防止策の策定
	第4週				

※ 調査対象職員 研究職員 520人(現役 458人、OB 62人)
一般職員 91人(現役 83人、OB 8人)

※ 第2回の調査委員会の審議により第4回の開催も検討

独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (平成25年12月24日閣議決定)

平成26年度フォローアップ結果

平成26年8月29日

内閣官房行政改革推進本部事務局

【注記】

本資料は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(以下「閣議決定」という。)について、本年7月1日※現在の実施状況等ととりまとめたものである。

「講ずべき措置」は、閣議決定から転記した。

「措置状況」の欄は、本年7月1日※時点での実施状況について、以下の区分により整理した。

- 1 … 措置済み
- 2 … 一部実施・実施中(継続的に実施するものを含む)
- 3 … 未実施

「措置内容・理由等」の欄は、本年7月1日時点※での実施状況について、具体的内容を記載した。

「今後の対応方針」の欄は、本年7月1日時点※での今後の対応方針について、具体的に記載した。

※ 7月1日以降に特段の進捗があった場合は、記載の追加等を行っている場合がある。

目次

独立行政法人制度の見直し……………1

(内閣府所管)

国立公文書館……………8	国立特別支援教育総合研究所……………22
北方領土問題対策協会……………9	国立青少年教育振興機構……………24

(消費者庁所管)

国民生活センター……………10	国立女性教育会館……………27
-----------------	-----------------

(総務省所管)

情報通信研究機構……………11	教員研修センター……………29
統計センター……………12	大学入試センター……………31
郵便貯金・簡易生命保険管理機構……………13	国立科学博物館……………32

(外務省所管)

国際協力機構……………14	国立美術館……………33
国際交流基金……………16	国立文化財機構……………34

(財務省所管)

酒類総合研究所……………18	日本学生支援機構……………49
造幣局……………19	海洋研究開発機構……………51
国立印刷局……………20	国立高等専門学校機構……………52
日本万国博覧会記念機構 ^{注1} ……………21	大学評価・学位授与機構……………53
	国立大学財務・経営センター……………54
	日本原子力研究開発機構……………55

(厚生労働省所管)

国立健康・栄養研究所……………56	国立がん研究センター……………72
医薬基盤研究所……………57	国立循環器病研究センター……………73
労働安全衛生総合研究所……………58	国立精神・神経医療研究センター……………74
労働者健康福祉機構……………59	国立国際医療研究センター……………75
勤労者退職金共済機構……………61	国立成育医療研究センター……………77
高齢・障害・求職者雇用支援機構……………62	国立長寿医療研究センター……………78
福祉医療機構……………64	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園……………66	
労働政策研究・研修機構……………67	
国立病院機構……………68	
医薬品医療機器総合機構……………69	
年金・健康保険福祉施設整理機構 ^{注2} ……………70	
年金積立金管理運用独立行政法人……………71	

(農林水産省所管)			
農林水産消費安全技術センター	79	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	104
種苗管理センター	80	中小企業基盤整備機構	106
農業・食品産業技術総合研究機構	81	(国土交通省所管)	
農業生物資源研究所	82	土木研究所	108
農業環境技術研究所	83	建築研究所	109
家畜改良センター	84	交通安全環境研究所	110
水産大学校	85	自動車検査独立行政法人	111
水産総合研究センター	87	自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定	112
国際農林水産業研究センター	88		
森林総合研究所・森林保険特別会計	89	海上技術安全研究所	113
農畜産業振興機構	91	港湾空港技術研究所	114
農業者年金基金	93	電子航法研究所	115
農林漁業信用基金	94	航海訓練所	116
		海技教育機構	118
		航空大学校	120
(経済産業省所管)		鉄道建設・運輸施設整備支援機構	122
経済産業研究所	95	国際観光振興機構	126
工業所有権情報・研修館	96	水資源機構	128
日本貿易保険・貿易再保険特別会計	97	自動車事故対策機構	130
産業技術総合研究所	98	空港周辺整備機構	131
製品評価技術基盤機構	99	都市再生機構	132
新工ネルギー・産業技術総合開発機構	100	奄美群島振興開発基金	134
日本貿易振興機構	101	日本高速道路保有・債務返済機構	135
情報処理推進機構	103	住宅金融支援機構	136
		(環境省所管)	
		国立環境研究所	137
		環境再生保全機構	138
		原子力安全基盤機構 ^{注3}	139
		(防衛省所管)	
		駐留軍等労働者労務管理機構	140
		【注記】	
		(注1)平成26年4月に廃止。	
		(注2)平成26年4月に地域医療機能推進機構に改組。	
		(注3)平成26年3月に廃止。	

独立行政法人制度の見直し

(様式)

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

講ずべき措置		今後の対応方針	
措置状況	措置内容等	措置内容等	
01	<p>独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。</p> <p>具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。</p> <p>中期目標管理により事務・事業を行う法人 国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。） 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人 「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性・専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）</p> <p>単年度の目標管理により事務・事業を行う法人 国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度目標管理型の法人」という。） 法人の役員に身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。 ただし、単年度目標管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役員は国家公務員とする。 中期目標管理型の法人、単年度目標管理型の法人のガバナンスは以下の2.から4.に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、5.で後述する。</p>	<p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）による改正後の独法通則法（以下「改正独法通則法」という。）第2条及び第51条で措置済み。（政省令の所定の改正等を行うべく、内閣官房・総務省・各府省が連携して作業を進めているところ）</p>	<p>今後の対応方針</p>

2. PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

講ずべき措置		今後の対応方針	
措置状況	措置内容等	措置内容等	
(1) 効果的かつ実効性のある評価体制の構築			
02	<p>主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。</p>	<p>改正独法通則法第32条、第35条の6及び第35条の11で措置済み。</p>	<p>今後の対応方針</p>
03	<p>主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。</p>	<p>改正独法通則法第32条、第35条の6及び第35条の12で措置済み。</p>	<p>今後の対応方針</p>
04	<p>主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。</p>	<p>当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。</p>	<p>今後の対応方針</p>
(2) 目標設定及び業績評価の在り方			
05	<p>総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえ、目標設定及び業績評価に関する政府統一な指標（基準や評語等）を定める。 主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指標に基づき目標設定を具体的にを行うとともに、毎年度、評価業務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。</p>	<p>総務省において、政府統一な指標案を政策評価・独立行政法人評価委員会に諮問するとともに、パブリックコメントを実施。同委員会からは平成26年8月下旬～9月上旬に答申を受ける予定としており、これを踏まえ、同年9月上旬までに策定することとしている。</p> <p>平成26年9月上旬までに指標を策定すべく、現在、総務省において、その具体的な内容について検討中。指標策定後は、主務大臣が当該指標に基づき、法人との意思疎通を十分に図った上で目標設定するとともに、評価を実施していく。</p>	<p>今後の対応方針</p>

06	法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。	1	(前段) 改正独法通則法第28条の4で措置済み。	(後段) 当該閣議決定に基づき適切に実施していく。
(3) 法人分類に応じた評価手続の整備 中期目標管理型の法人における評価手続				
07	中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。	1	改正独法通則法第32条及び第35条の6で措置済み。	-
08	主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。	1	改正独法通則法第35条及び第35条の7で措置済み。	-
単年度管理型の法人における評価手続				
09	主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。	1	改正独法通則法第35条の9及び第35条の11で措置済み。	-
10	主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。	1	改正独法通則法第35条の11第2項で措置済み。	-
(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等				
11	第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果(単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果)を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べることができるとする。	1	改正独法通則法第29条、第32条、第35条の4、第35条の6及び第35条の11で措置済み。(政省令の所要の改正等を行うべく、内閣官房・総務省・各府省が連携して作業を進めていること)	-
12	さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見書が提出できるとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。	1	(前段) 改正独法通則法第35条、第35条の2、第35条の7及び第35条の8で措置済み。	(後段) 当該閣議決定に基づき、政府の行政改革関係部門において適切に連携を図る。
13	第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べることができるとする。	1	改正独法通則法第12条の2及び第28条の2で措置済み。	-
14	総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。	1	(前段) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号。以下「整備法」という。)第46条で措置済み。	(後段) 当該閣議決定に基づき、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

24	国から事前に用途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごととに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。	2	総務省において、会計基準及び事業報告書の様式を平成26年度中に見直すこととしている。	(前段) 平成26年度中に会計基準及び事業報告書の様式を見直すべく、総務省の独立行政法人会計基準研究会において、事業等のまとまりの単位について検討中。 (後段) 当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。
25	中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。	2	総務省において、効率化目標も含め、政府統一的な目標の指針を平成26年夏に策定することとしている。	平成26年夏に指針を策定すべく、現在、総務省において、その具体的内容について検討中。指針策定後は、主務大臣がその指針に基づき目標設定、評価を実施していく。
26	法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。 また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予想できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行うこととする。	-	-	当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。
27	毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の削減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を経営努力として認めるとし、恒常的な業務であつても新たなテーマや工夫による取組について新弊の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な用途に活用できることとする。	1	(前段・後段とも) 当該閣議決定を受けて、総務省から「独立行政法人の経営努力認定について」を通知済み（平成26年6月27日）。	-
28	法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を拡大するため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、 ・資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合 ・中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超え繰越しを認めることとする。	1	当該閣議決定を受けて、総務省から「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」を通知済み（平成26年6月27日）。	-
29	法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。	-	-	当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。
30	法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごととに区分された情報を充実にするとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。	2	総務省において、会計基準を平成26年度中に見直すこととしている。	(前段) 平成26年度中に会計基準を見直すべく、総務省の独立行政法人会計基準研究会において検討中。 (後段) 当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。
31	単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。	2	総務省において、会計基準を平成26年度中に見直すこととしている。	(前段) 総務省において、平成26年度中に単年度管理型の法人に対応すべく「次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて」(平成26年6月27日総務省通知)を改訂する。 (後段) 平成26年度中に会計基準を見直すべく、総務省の独立行政法人会計基準研究会において検討中。

32	<p>独立行政法人の役員報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するもの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。</p> <p>しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。</p> <p>また、職員表彰や賞の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。</p>	<p>2</p> <p>業績給等の実施状況の公表については、平成26年夏に総務省において改訂する予定の報酬・給与水準公表のガイドラインに盛り込むべく検討中。</p>	<p>業績評価を反映する取組の実施については、当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。また、新たな報酬・給与水準公表のガイドライン作成後、各法人が新ガイドラインに則り、適切に実施していく。</p>
33	<p>法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。</p>	<p>-</p> <p>当該閣議決定に基づき、主務大臣や各法人において適切に実施していく。</p>	<p>当該閣議決定に基づき、主務大臣や各法人において適切に実施していく。</p>
34	<p>各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。</p>	<p>2</p> <p>公表については、平成26年夏に総務省において報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂する予定。</p>	<p>当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。また、新たな報酬・給与水準公表のガイドライン作成後、各法人が新ガイドラインに則り、適切に実施していく。</p>
35	<p>法人の役員報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役員が非公務員である法人の役員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員との比較など、役員が公務員である法人の役員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。</p>	<p>1</p> <p>改正独法通則法第50条の2、第50条の10、第52条及び第57条で措置済み。</p>	<p>当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。また、新たな報酬・給与水準公表のガイドライン作成後、各法人が新ガイドラインに則り、適切に実施していく。</p>
36	<p>法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、役員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人が就職希望者が割合する業種に属する民間企業等の給与水準との比較など、当該法人が必要となる人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえ十分な説明を行うものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員給与水準が高い法人は、高い水準であること、合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。</p> <p>役員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考える理由を説明するものとする。</p> <p>監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。</p>	<p>2</p> <p>公表については、平成26年夏に総務省において報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂する予定。</p>	<p>当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。また、新たな報酬・給与水準公表のガイドライン作成後、各法人が新ガイドラインに則り、適切に実施していく。</p>
37	<p>主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。</p>	<p>2</p> <p>公表については、平成26年夏に総務省において報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂する予定。</p>	<p>当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。また、新たな報酬・給与水準公表のガイドライン作成後、各法人が新ガイドラインに則り、適切に実施していく。</p>
38	<p>また、役員退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。</p>	<p>2</p> <p>総務省において、平成26年度中に閣議決定の趣旨に沿った弾力的な仕組みとすることをしている。</p>	<p>平成26年度中に閣議決定の趣旨に沿った弾力的な仕組みとすべく、総務省において具体的な内容を検討中。</p>
39	<p>各法人は、主務大臣や契約監評委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。</p> <p>総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手が特定される場合など、随意契約による具体的なケースを各法人に示し、それができている旨の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。</p>	<p>2</p> <p>総務省において、随意契約によることができることと、調達に関する新たなルールを策定することとしている。</p>	<p>当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。また、随意契約による具体的なケースを踏まえ、各法人において会計規程等を適切に見直すとともに、調達に関する新たなルールを策定することとする。</p>

40	各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。	2	総務省において、会計基準及び事業報告書の様式を平成26年度中に見直すこととしている。	平成26年度中に会計基準及び事業報告書の様式を見直すべく、総務省の独立行政法人会計基準研究会において、事業等のまとまりの単位について検討中。これらを踏まえ、各法人において適切に実施していく。
41	各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。	2	平成26年夏に総務省において改訂する予定の報酬・給与水準公表のガイドラインに盛り込むべく検討中。	新たな報酬・給与水準公表のガイドライン作成後、各法人が新ガイドラインに則り、適切に実施していく。
42	法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。	1	改正独法通則法第28条の4で措置済み。	改正法の規定及び当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。

5. 研究開発型の法人への対応

講ずべき措置		措置状況	措置内容等	今後の対応方針
(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置				
43	研究開発型の法人について、上記2.から4.までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。	1	改正独法通則法第2条第3項で措置済み。	-
44	研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。	1	改正独法通則法第2条第3項及び第4条第2項で措置済み。	-
45	研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関するものを追加することをとする。	1	改正独法通則法第35条の4第2項で措置済み。	-
46	研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。	1	改正独法通則法第28条の2及び第28条の3で措置済み。	-
47	研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。	1	改正独法通則法第35条の4第4項及び第5項、第35条の6第5項並びに第35条の7第2項で措置済み。（政省令の所要の改正等を行うべく、内閣官房・総務省・各府省が連携して作業を進めているところ）	-
48	中期目標期間を長期化し、最大7年とする。	1	改正独法通則法第35条の4第1項で措置済み。	-
49	また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行うこととする。 報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与と制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。	2	業績給等の実施状況の公表については、平成26年夏に総務省において改訂する予定の報酬・給与水準公表のガイドラインに盛り込むべく検討中。	業績評価を反映する取組の実施については、当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。また、新たな報酬・給与水準公表のガイドライン作成後、各法人が新ガイドラインに則り、適切に実施していく。
50	法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際しては、十分に検証することとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。	-	-	当該閣議決定に基づき、主務大臣や各法人において適切に実施していく。
51	給与水準には、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要なことになり、給与水準を毎年度公表する際には、必要人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。	2	当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。また、公表については、平成26年夏に総務省において報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂する予定。	新たな報酬・給与水準公表のガイドライン作成後、各法人が新ガイドラインに則り、適切に実施していく。

No	64	所管	農林水産省	法人名	森林総合研究所、森林保険特別会計
----	----	----	-------	-----	------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保証を行う。森林保険の被保険者の利便性を低下させないよう対処するとともに、他の業務と経理を区分し、金融業務の特性を踏まえ、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図る。森林保険に係る積立金については、その規模の妥当性を定期的に検証し、過去の保険金支払状況等に基づき算定される保険料率について、その結果も踏まえ見直しの措置を講じる。	2	<ul style="list-style-type: none"> 森林総合研究所に移管する債務保証、森林保険動定の設置等を内容とする森林総合研究所の業務の一部を改正する法律が第186回通常国会において成立し、平成26年4月16日に公布した。関連する政省令改正については現在作業中である。 内部ガバナンスの高度化については、項目05～08のとおり。 積立金については、中期目標を変更し、保険料設計等の基本的考え方を示すことについて現在準備を進めているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林国営保険法等の一部を改正する法律及び関連する政省令改正については平成27年4月1日に施行。 積立金については、今年度中に、林野庁において外部有識者からの意見聴取を行い、独立行政法人評価委員会における検討を経た上で中期目標を変更し、保険料設計等の基本的考え方を示す予定。移管後においては、法人に設置するリスク管理のための委員会において、中期目標で示される基本的考え方に即して、毎年度、保険料率・積立金の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告することとしている。
02	研究開発型の法人とする。ただし、中期目標期間は5年とする。	2	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発型の法人とすることについては、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。 中期目標期間については、次期中長期目標期間（平成28年度～）を5年とする。 	次期中長期目標策定時に中長期目標期間を5年とする。
03	水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時まで結論を得る。	2	水源林造成事業の受け皿法人については、森林及び林業の施策の総合的な検討状況等を踏まえつつ、平成27年度中に結論を得るべく検討を進める。	左記方針により検討を進める。
04	水源林造成事業等は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。	2	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守及び契約の適正性を確保するための対策として、これまで、 <ul style="list-style-type: none"> 法令遵守を担当する理事の選任 全職員を対象とした法令遵守に関わる内部研修の受講 本研究所の森林農地整備センターにおけるセンターコンプライアンス室の設置 契約監視委員会における理事長への意見具申できる体制の構築 契約担当部署の職員を対象とした外部研修の受講 等を実施済み。 また、水源林造成事業における財政融資資金の償還等に係るリスク管理を行うため、外部有識者等によるリスク管理のための委員会を今年度中の設置に向けて、現在準備を進めているところ。 	左記の取組を引き続き実施する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	3	平成27年4月1日より適切に森林保険業務が実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程の整備、リスク管理のための委員会等の設置について現在準備を進めているところ。	平成27年4月1日に内部規程の整備を行い、4月以降内部規程に基づきリスク管理のための委員会等の設置を含め適切に実施する。
06	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	2	平成27年4月1日より適切に森林保険業務が実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織の設置について現在準備を進めているところ。監事のうち1名は既に常勤となっている。	平成27年4月1日に業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。
07	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	3	平成27年4月1日より適切に森林保険業務が実施できるよう、職員研修の実施方針について現在準備を進めているところ。	平成27年4月1日に職員研修の実施方針の整備を行い、4月以降実施方針に基づき適切に実施する。
08	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	2	森林国営保険法等の一部を改正する法律により森林保険動定を設けることとしており、独立行政法人通則法に基づき、平成27年度以降、事業別の収支情報等を情報開示する。役職員の守秘義務規定については既に規定済み。	平成27年度以降、事業別の収支情報等を情報開示する。
09	法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。	2	法令遵守の強化のための対策として、これまで、 <ul style="list-style-type: none"> 法令遵守を担当する理事の選任 全職員を対象とした法令遵守に関わる内部研修の受講 本研究所の森林農地整備センターにおけるセンターコンプライアンス室の設置 等を実施済み。 	左記の取組を引き続き実施するとともに、今年度中に外部専門機関による研修を職員に受講させる。
10	内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査に従事する職員による重層的な監査体制を構築する。	2	内部監査の実効性を確保するための措置として、これまで、 <ul style="list-style-type: none"> 内部監査担当職員を対象として外部研修を受講させること 監査について、理事長の命によりセンターコンプライアンス室が内部監査を実施するとともに、独立行政法人通則法に基づく監事監査を実施することにより、重層的な監査体制を構築・運用 	左記の体制により、引き続き監査を実施する。

11	契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的実施する。	2	契約の適正性を確保するため、近年は契約担当部署の職員を対象として、中央省庁等主催の契約関連の研修を受講させている。	左記の取組を引き続き実施するとともに、契約業務に係る内部研修の在り方について、今年度中に検討・とりまとめを行う。
12	法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一社応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。	2	一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となつている法人との契約については、契約監視委員会では全件を対象として審議を行うとともに、本研究所の森林農地整備センターのセンターコンプライアンス室では、内部監査事項に「契約の締結及び執行に関すること」を立て、これまでも関係書類等を検査することにより、契約の適正性を確保してきている。	左記の取組を引き続き実施する。
13	入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見書申出できるよう体制を構築する。	1	法人の理事長に直接意見書申出できる体制については、入札監視委員会においては既に措置済み。また、契約監視委員会についても、今年度に内部規定を改正したことにより措置済み。	措置済み

3. その他

講ずべき措置		措置内容・理由等		今後の対応方針
14	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	当法人は、近接する独立行政法人がないため、他法人との共同実施の例はない。	共同調達等の実施について、他独法の情報も得ながら、共同調達等の実施可能性について検討を進める。
15	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手続き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務の改善については、当所に設置された「事務・業務改善委員会」において、業務の効率化、経費削減等に関する役員からの提案を募集し、提案を元に業務フローやコスト等の分析を行い、審査を経て業務に反映させる自主的な取組を行っている。	「業務フロー・コスト分析に係る手続き」に示された手続き等により、業務フローやコスト分析を本年度中に実施し、更なる業務改善の検討を行う。

平成26年夏の台風・豪雨による山地災害への対応について

台風および梅雨前線の活動により各地で頻発した豪雨による山地災害に対し、林野庁および各県からの要請に基づく当研究所職員の対応状況は以下のとおり。

1. 長野県木曾郡南木曾町山地災害調査

- 1) 期間: 7月15日(火)～18日(水)
- 2) 依頼元: 中部森林管理局
- 3) 対応者: 山地災害研究室長、治山研究室長、主任研究員2名
- 4) 概要: 7月9日、台風8号の豪雨により発生。ヘリによる視察と地上からの現地調査。

2. 広島県山地災害調査

- 1) 期間: 8月21日(木)～22日(金)
- 2) 依頼元: 広島県
- 3) 対応者: 山地災害研究室長、チーム長
- 4) 概要: 8月20日、梅雨前線に伴う豪雨により発生。ヘリで上空から現地の災害発生状況を視察。地上調査は天候不良のため中止。

3. 高知県大豊町地すべり災害調査

- 1) 期間: 8月27日(水)～28日(木)
- 2) 依頼元: 高知県
- 3) 対応者: 山地災害研究室長、チーム長
- 4) 概要: 8月3日～10日の台風11、12号の豪雨時に変状が報告された箇所を中心とする地すべり活動の確認。

4. 広島県山地災害調査(予定)

- 1) 期間: 9月3日(水)～4日(木)
- 2) 依頼元: 近畿中国森林管理局および広島県
- 3) 対応者: 山地災害研究室長、チーム長
- 4) 概要: 8月20日における国有林、民有林被災箇所の状況を現地調査。

5. 兵庫県丹波市市島町山地災害調査(予定)

- 1) 期間: 9月11日(木)～12日(金)
- 2) 依頼元: 兵庫県
- 3) 対応者: 企画部長
- 4) 概要: 8月16日の豪雨による民有林被災箇所の状況を現地調査。

農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会ワーキング会合 議事次第

平成26年7月25日（金） 10:00～17:00

於：農林水産省第3特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）独立行政法人森林総合研究所の平成25年度業務の実績に関する評価について

（2）その他

3. 閉 会

時 間 割

平成26年7月25日(金) 10:00～17:00

於：農林水産省第3特別会議室

【研究・育種等】

- 10:00～10:05 (5分) 開会・資料確認等
- 10:05～10:25 (20分) 質問等に対する森林総研からの説明
- 10:25～10:40 (15分) 質 疑
- 10:40 【法人退室】
- 10:40～12:00 (80分) 委員等による評定

12:00～13:00 (60分) 休 憩

【総務・共通分野】

- 13:00～13:05 (5分) 開会・資料確認等
- 13:05～13:20 (15分) 質問等に対する森林総研からの説明
- 13:20～13:30 (10分) 監事からの意見
- 13:30～13:45 (15分) 質 疑
- 13:45 【法人退室】
- 13:45～15:08 (83分) 委員等による評定

15:08～15:10（2分） その他

15:10～15:20（10分） 休憩

【水源林造成事業等】

15:20 開会

15:20～15:40（20分） 質問等に対する森林総研からの説明

15:40～15:55（15分） 質 疑

15:55 **【法人退室】**

15:55～17:00（65分） 委員等による評定

17:00 閉会

農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会委員名簿

任 期：平成25年2月14日～平成27年2月13日

委員(5名)

- | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|
| | あしもとひろこ
足本裕子 | 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議事務局長 |
| ◎ | さかいひでお
酒井秀夫 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| | たむらさなえ
田村早苗 | 青森大学経営学部教授 |
| | ぶんのきよまさ
文野清正 | 文野公認会計士・税理士事務所所長 |
| ○ | みついしょうじ
三井昭二 | 三重大学名誉教授 |

専門委員(7名)

- | | | |
|--|-----------------|-----------------------|
| | かたぎりしげお
片桐成夫 | 島根大学名誉教授 |
| | かとうとおる
加藤徹 | 宮城大学名誉教授 |
| | こじまかつみ
小島克己 | 東京大学アジア生物資源環境研究センター教授 |
| | とくちなおこ
徳地直子 | 京都大学フィールド科学教育研究センター教授 |
| | なかやまえいこ
中山榮子 | 昭和女子大学大学院生活機構研究科教授 |
| | ひじいなおき
肘井直樹 | 名古屋大学大学院生命農学研究科教授 |
| | よこたまさひこ
横田正彦 | 千葉県中部林業事務所森林管理課長 |

(五十音順、敬称略)

- ◎・・・分科会長
○・・・分科会長代理

第 5 3 回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会議事次第

平成26年 8 月22日(金) 14:00～16:00

会場：農林水産省第 3 特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 独立行政法人森林総合研究所の平成 2 5 年度業務の実績に関する評価について

(2) その他

3 閉 会

第 5 3 回 林 野 分 科 会 時 間 割

14:00 ~ 14:05 (5分)	開会・資料確認等
14:05 ~ 14:20 (15分)	森林総合研究所評価結果案説明
14:20 ~ 14:40 (20分)	質疑・議決
14:40 ~ 14:50 (10分)	休憩 (独立行政法人入室)
14:50 ~ 14:55 (5分)	森林総合研究所から補足説明
15:55 ~ 15:10 (15分)	評価結果について説明
15:10 ~ 15:25 (15分)	評価結果について委員からコメント
15:25 ~ 15:30 (5分)	森林総合研究所からコメント
15:30 ~ 15:40 (10分)	長期借入金について
15:40 ~ 15:50 (10分)	質疑・議決
15:50 ~ 16:00 (10分)	その他
16:00	閉会

資 料 一 覧

- 資 料 1 独立行政法人森林総合研究所の平成25年度業務の実績に関する評価結果(案)
- 資 料 2 平成25年度業務の実績に関する補足説明資料
- 資 料 3 平成25年度に係る独立行政法人森林総合研究所の事業報告書に関する意見募集の結果について
- 資 料 4 長期借入金の認可申請について
- 参考資料 1 平成25年度業務の実績についての意見・評価等
- 参考資料 2 今後の日程等

農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会委員名簿

任 期：平成25年2月14日～平成27年2月13日

委員(5名)

- | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|
| | あしもとひろこ
足本裕子 | 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議事務局長 |
| ◎ | さかいひでお
酒井秀夫 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| | たむらさなえ
田村早苗 | 青森大学経営学部教授 |
| | ぶんのきよまさ
文野清正 | 文野公認会計士・税理士事務所所長 |
| ○ | みついしょうじ
三井昭二 | 三重大学名誉教授 |

専門委員(7名)

- | | | |
|--|-----------------|-----------------------|
| | かたぎりしげお
片桐成夫 | 島根大学名誉教授 |
| | かとうとおる
加藤徹 | 宮城大学名誉教授 |
| | こじまかつみ
小島克己 | 東京大学アジア生物資源環境研究センター教授 |
| | とくちなおこ
徳地直子 | 京都大学フィールド科学教育研究センター教授 |
| | なかやまえいこ
中山榮子 | 昭和女子大学大学院生活機構研究科教授 |
| | ひじいなおき
肘井直樹 | 名古屋大学大学院生命農学研究科教授 |
| | よこたまさひこ
横田正彦 | 千葉県中部林業事務所森林管理課長 |

(五十音順、敬称略)

- ◎…分科会長
○…分科会長代理

独立行政法人森林総合研究所の平成25年度
業務の実績に関する評価結果（案）

独立行政法人森林総合研究所の平成25年度業務の実績に関する評価結果について

1 評価結果

(1) 評価の考え方

農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会は、「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準」(以下「評価基準」という。)により、中期目標及び同目標に基づき作成された中期計画の達成度合いを客観的に判断するため設定した評価単位ごとに、独立行政法人森林総合研究所が行った自己評価結果の提出・説明を受け、当該資料の調査・分析を基本として、取り組むべき課題の達成状況を評価した。

(2) 評価単位

38評価単位の大半については、「a：中期計画に対して業務が順調に進捗している」と判断した。また、計画していた目標を量的・質的に上回る成果を上げ特に優れた成果を上げたと判断した4評価単位については、「s：中期計画を大幅に上回り業務が進捗している」とした。

(3) 大項目

大項目については、各評価単位の評定を基に、達成割合を計算した結果、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「財務内容の改善に関する事項」、「短期借入金の限度額」、「不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画」及び「その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項」について、いずれも「A」と評定した。

(4) 総合評価

総合評価については、上記の評定結果をもとに、評価基準に定める方法により「A」と評定した。

2 業務運営に対する総括的な意見

- 大径材丸太から一般構造材を得る製材システムの開発、CLTの開発とJAS規格制定への貢献、ニホンジカ個体数の低減を図るための誘引狙撃法の開発など現場に密着した実用的な成果をあげているほか、マツ材線虫病の発現機構の初期段階の解明、スギのコアコレクションの作成とゲノミックセレクションモデルの開発、マツタケの全ゲノム解読などの基礎的かつ重要な成果をあげていることを高く評価する。その他、多雪地帯でのコンテナ苗の有効性、チェーンソー作業用防護服の災害コスト削減効果分析、東南アジアの森林の炭素蓄積特性の解明とアマゾンの炭素蓄積量分布マップの作成、放射性物質の動態に関する調査研究、海岸防災林の津波軽減効果の解明、木材の用途拡大に向けた技術開発、林木の新品種の開発などについても着実に成果を上げている。
- 特定中山間保全整備事業については、平成25年8月の豪雨による被害等があったにもかかわらず本年度内に事業完了したこと、さらに、事業により建設した橋が豪雨災害の際に避難路として利用されるなど想定外の効果をあげたことは高く評価できる。また、水源林造成事業などについても着実に成果をあげている。
- 一方、森林・林業・木材産業分野における我が国唯一の総合的な研究機関として、行政機関や大学・研究機関等と更に連携を深め、社会のニーズを的確に捉えた取組を引き続き推進し、研究成果の普及に取り組むとともに、情報セキュリティ対策や内部統制の充実・強化に積極的に取り組み、法人の使命を果たされることを期待する。
- 平成22年5月31日付けで政策評価・独立行政法人評価委員会から送付された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」等に記載されている事項について、評価シート、補足説明資料等により確認したところ、着実に対応しているものと考えられる。今後も引き続き確実に対応されたい。

平成25年度業務の実績に関する評価

〔森林総合研究所分〕

- 評価単位の評価シート
評価単位ごとに法人が作成し分科会に提出された評価シートであり、分科会はこれら进行分析・調査した上で評定を行うとともに必要に応じコメントを付している。
- 大項目の評価シート
各大項目に係る評価単位の評定を基礎として、大項目ごとに評定を行うとともに必要に応じコメントを付している。
- 総合評価の評価シート
全評価単位の評定を基礎として、総合評価を行うとともに必要に応じコメントを付している。
- 補足説明資料
分科会から森林総合研究所に対して補足説明を求めて得た情報である。

目 次

大項目及び評価単位		頁
大項目 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1(1)	A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発	1 - 4
1(1)	B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発	5 - 8
1(2)	C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発	9 - 13
1(2)	D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発	14 - 17
1(3)	E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発	18 - 21
1(3)	F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	22 - 25
1(3)	G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発	26 - 30
1(4)	H 高速育種等による林木の新品種の開発	31 - 34
1(4)	I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発	35 - 40
1(5)	研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進	41 - 42
1(6)	林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布	43 - 44
2(1)	ア 事業の重点化の実施	45 - 46
2(1)	イ 事業の実施手法の高度化のための措置	47 - 52
2(1)	ウ 事業内容等の広報推進	53 - 55
2(1)	エ 事業実施コストの構造改善	56 - 57
2(2)	ア 計画的で的確な事業の実施	58 - 60
2(2)	イ 事業の実施手法の高度化のための措置	61 - 62
2(2)	ウ 事業実施コストの構造改善	63 - 64
2(3)	廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保管理業務の実施	65 - 66
3	行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	67 - 69
4	成果の公表及び普及の促進	70 - 75
5	専門分野を活かしたその他の社会貢献	76 - 79
大項目 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1	効率化目標の設定等	80 - 82
2	資源の効率的利用及び充実・高度化	83 - 88
3	契約の点検・見直し	89 - 91
4	内部統制の充実・強化	92 - 93
5	効率的・効果的な評価の実施及び活用	94 - 95
大項目 第3 財務内容の改善に関する事項		
1(1)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(研究開発)	96
1(2)	自己収入の拡大に向けた取組	97 - 101
2(1)	長期借入金等の着実な償還	102
2(2)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(水源林造成事業等)	103
大項目 第4 短期借入金の限度額		
(1)	研究開発(25年度実績なし)	—
(2)	水源林造成事業等	104
大項目 第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画		
	不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡(計画以外の処分・譲渡)	105

大項目 第6 剰余金の使途		
1	研究・育種勘定(25年度実績なし)	—
2	水源林勘定(25年度実績なし)	—
3	特定地域整備等勘定(25年度実績なし)	—
大項目 第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項		
1	施設及び設備に関する計画	106 - 107
2	人事に関する計画	108 - 111
3	環境対策・安全管理の推進	112 - 113
4	情報の公開と保護	114 - 115
5	積立金の処分	116

平成25年度 大項目の評価

大項目	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
	評価	評価単位			
	a	地域に対応した多様な森林管理技術の開発			
	a	国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発			
	s	木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発			
	a	新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発			
	a	森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発			
	a	気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発			
	s	森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発			
	a	高速育種等による林木の新品種の開発			
	s	森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発			
	a	研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進			
	a	林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布			
	a	事業の重点化の実施			
	a	事業の実施手法の高度化のための措置			
	a	事業内容等の広報推進			
	a	事業実施コストの構造改善			
	s	計画的で的確な事業の実施			
	a	事業の実施手法の高度化のための措置			
	a	事業実施コストの構造改善			
	a	廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施			
	a	行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化			
	a	成果の公表及び普及の促進			
	a	専門分野を活かしたその他の社会貢献			
達成割合	$\frac{s(4 \times 4) + a(18 \times 3) + b(\quad \times 2) + c(\quad \times 1) + d(\quad \times 0)}{22} = 3.2$				
評価	S	A	B	C	D
(意見等)	評価単位の評価シートに記載				

大項目	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
	評価	評価単位			
	a	効率化目標の設定等			
	a	資源の効率的利用及び充実・高度化			
	a	契約の点検・見直し			
	a	内部統制の充実・強化			
	a	効率的・効果的な評価の実施及び活用			
達成割合	$\frac{s(\times 4) + a(5 \times 3) + b(\times 2) + c(\times 1) + d(\times 0)}{5} = 3.0$				
評価	S	A	B	C	D
意見等	評価単位の評価シートに記載				

大項目	第3 財務内容の改善に関する事項				
	評価	評価単位			
	a	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(研究開発)			
	a	自己収入の拡大に向けた取組			
	a	長期借入金等の着実な償還			
	a	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(水源林造成事業等)			
達成割合	$\frac{s(\times 4) + a(4 \times 3) + b(\times 2) + c(\times 1) + d(\times 0)}{4} = 3.0$				
評価	S	A	B	C	D
(意見等)	評価単位の評価シートに記載				

大項目	第4 短期借入金の限度額				
	評価	評価単位			
	a	水源林造成事業等			
達成割合	$\frac{s(\times 4) + a(1 \times 3) + b(\times 2) + c(\times 1) + d(\times 0)}{1} = 3.0$				
評価		S	A	B	C D
(意見等) 評価単位の評価シートに記載					

大項目	第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画				
	評価	評価単位			
	a	不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡（計画以外の処分・譲渡）			
達成割合	$\frac{s(\times 4) + a(1 \times 3) + b(\times 2) + c(\times 1) + d(\times 0)}{1} = 3.0$				
評価		S	A	B	C D
(意見等) 評価単位の評価シートに記載					

大項目	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項				
	評価	評価単位			
	a	施設及び設備に関する計画			
	a	人事に関する計画			
	a	環境対策・安全管理の推進			
	a	情報の公開と保護			
	a	積立金の処分			
達成割合	$\frac{s(\times 4) + a(5 \times 3) + b(\times 2) + c(\times 1) + d(\times 0)}{5} = 3.0$				
評価	S	A	B	C	D
(意見等) 評価単位の評価シートに記載					

評定	評価単位
a	地域に対応した多様な森林管理技術の開発
a	国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発
s	木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発
a	新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発
a	森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発
a	気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発
s	森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発
a	高速育種等による林木の新品種の開発
s	森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発
a	研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進
a	林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布
a	事業の重点化の実施
a	事業の実施手法の高度化のための措置
a	事業内容等の広報推進
a	事業実施コストの構造改善
s	計画的で的確な事業の実施
a	事業の実施手法の高度化のための措置
a	事業実施コストの構造改善
a	廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施
a	行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化
a	成果の公表及び普及の促進
a	専門分野を活かしたその他の社会貢献
a	効率化目標の設定等
a	資源の効率的利用及び充実・高度化
a	契約の点検・見直し
a	内部統制の充実・強化
a	効率的・効果的な評価の実施及び活用
a	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営（研究開発）
a	自己収入の拡大に向けた取組
a	長期借入金等の着実な償還
a	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営（水源林造成事業等）

評価	評価単位
a	短期借入金の限度額（水源林造成事業等）
a	不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の処分・譲渡（計画以外の処分・譲渡）
a	施設及び設備に関する計画
a	人事に関する計画
a	環境対策・安全管理の推進
a	情報の公開と保護
a	積立金の処分
達成割合	$\frac{s(4 \times 4) + a(34 \times 3) + b(\quad \times 2) + c(\quad \times 1) + d(\quad \times 0)}{38} = 3.1$
評価	S A B C D
（意見等） 評価結果総括的意見に記載	

独立行政法人森林総合研究所研究・育種勘定運営費交付金

【平成27年度概算要求額 9,250,199 (9,535,454) 千円】

事業のポイント

森林・林業に係る試験・研究や林木の優良な種苗の生産・配布等を行うことにより、森林の多面的機能の発揮や、林業技術の向上を図ります。

(独立行政法人森林総合研究所の業務)

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等を実施します。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等を実施します。

政策目標

- 森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に推進します。
- 独立行政法人森林総合研究所の中期目標を達成します。

<内容>

農林水産大臣から示された「中期目標」を達成するため、我が国の森林・林業の再生、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林・林業分野における行政課題に対応した試験・研究を実施します。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成27年度

[担当課：林野庁研究指導課]

独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金（拡充）

【平成27年度概算要求額 197,340（80,748）千円】

事業のポイント

森林・林業に係る試験・研究や林木の優良な種苗の生産・配布等を行うのに必要な施設の改善等を行うことにより、これらの業務の円滑な実施を図ります。

（独立行政法人森林総合研究所の業務）

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等を実施します。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等を実施します。

政策目標

- 森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に推進します。
- 独立行政法人森林総合研究所の中期目標を達成します。

<内容>

本所排水配管漏洩検知装置設置、関西支所排水配管漏洩検知装置設置、本所研究本館空調設備改修を実施します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成27年度

[担当課：林野庁研究指導課]

平成27年度水源林造成事業等予算概算要求の概要

独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター

区 分	26年度予算額	27年度要求額	対前年度	
			増(△)減額	伸率
<公共事業>	百万円	百万円	百万円	%
水源林造成事業				
国庫補助金等	25,291	28,360	3,069	112.1
借入金	6,400	6,300	△100	98.4
財政融資資金借入金	6,400	6,300	△100	98.4
特定中山間保全整備事業				
国庫補助金	164	—	△164	皆減
計				
国費	25,455	28,360	2,905	111.4
借入金	6,400	6,300	△100	98.4
<非公共事業>				
幹線林道事業移行円滑化対策				
森林整備・保全費				
幹線林道事業移行円滑化対策交付金	183	183	—	100.0
放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業				
農林水産業復興政策費				
水源林復興促進対策費補助金	37	(注)		

(注) 復興庁予算として計上されており、現時点では非公表

(資料) 林野庁公表資料に基づき作成

小笠原試験地清瀬地区（清瀬試験地）への入込み状況について

1. 通勤・通学の利用

- ・月～金の日数： 約 名/日
- ・土・日の日数： 約 名/日
- ・その他： _____
- ・高校に対する指導の有無： _____

2. 見学者の利用

3. 道としての管理の状況

- ・具体的な作業： _____

- ・年間の費用： _____

4. 枯死木、枯枝、落枝の状況

- ・年間を通じての対策： _____

- ・注意看板の設置の必要性： _____

主要行事(平成26年8月7日～平成26年9月3日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
8月7日(木)	理事会(第5回)	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林農地整備センター所長、両監事
8日(金)	環境研究機関連絡会(第25回)	理事長
	国産材マーク設立1周年記念シンポジウム	企画・総務担当理事
19日(火) ～20日(水)	中部森林管理局との連携等に関する打ち合わせ	企画・総務担当理事
	情報セキュリティ研修	滑志田監事
22日(金)	独立行政法人評価委員会林野分科会(第53回)	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林農地整備センター所長、業務承継円滑化・適正化担当理事
	公会計監査機関意見交換会議(第26回)	両監事
25日(月) ～28日(木)	監事監査(中部整備局・富山水源林整備事務所)	滑志田監事
26日(火)	樹木医制度審議会(第1回)	理事長
27日(水)	情報セキュリティ研修	森林農地整備センター所長、業務承継円滑化・適正化担当理事
28日(木) ～29日(金)	岐阜県水源林造林推進協議会創立50周年記念式典	森林農地整備センター所長
9月1日(月)	庁議	理事長
	第19回東北森林科学学会大会	研究担当理事
	林野庁研究指導課技術開発室長視察	林木育種センター所長
3日(水)	財務省理財局実地監査(監事ヒアリング)	滑志田監事